

産業廃棄物収集運搬業 許可申請代行 料金のご案内

坂本倫朗行政書士事務所（東京都板橋区） TEL 03-6780-5050 <https://sanpai.tokyo/>

サービスの概要

- 必要な県の許可をまとめて申請します（県外の許可も同じ窓口）
- 講習会のご案内から申請、許可証の受領まで
- ご来所不要。郵送と専用ページでやり取りします

料金（税込・1県あたりの定額）

新規申請（1県） 52,800円 追加費用0円	新規申請（2県目以降・同時申請） 42,800円 1県あたり	更新申請 47,800円 1県あたり
--------------------------------------	---	---------------------------------

報酬に含まれるもの

- 申請書類一式の作成
- 役所の証明書取得費（住民票・登記事項証明書・納税証明書など）
- 郵送・通信費
- 都道府県への申請
- 運用マニュアル・チェックリスト
- 許可台帳（県・車両・有効期限・提出書類の一覧）
- 更新時期のお知らせメール（1通）

報酬以外に必要となるもの

- 法定費用（都道府県に納める申請手数料・新規81,000円／1県・非課税）。当事務所でお預かりして納付します
- 講習会の受講料（未受講の場合）
- 講習会の申込手配（ご希望の方にオプションで承ります。料金は個別にご案内）

県数別にご用意いただく金額（新規・同時申請）

申請する県の数	報酬（税込）	法定費用（お預かり）	ご用意いただく金額
1県	52,800円	81,000円	133,800円
2県	95,600円	162,000円	257,600円
3県	138,400円	243,000円	381,400円
4県	181,200円	324,000円	505,200円
5県	224,000円	405,000円	629,000円

これ以外にかかる費用はありません。法定費用は都道府県に納める申請手数料で、当事務所がお預かりして納付します（非課税）。

返金保証

欠格事由なく進めた申請が万一不許可となった場合、ご報酬と、お納めいただいた法定費用を全額返金します（適用条件はウェブサイトをご覧ください）。

手続きの流れ

1. ヒアリング

電話またはメールで、事業の内容、運ぶ品目、必要な県、車両、講習会の受講状況をうかがい、必要な許可と書類を整理します。

2. 書類作成

証明書は当事務所で取得します。押印書類と車両の写真をご用意いただき、郵送でやり取りします。

3. 都道府県へ申請

県ごとの様式で申請し、許可証が届いたらお知らせします。目安は申請から60～90日です。

まず確認させていただくもの

- 講習会の修了証（未受講の方には、日程と申込方法をご案内します）
- 運搬に使う車両（車検証・写真）
- 納税の状況が分かるもの（所得税・法人税）

このほか必要な書類は、ヒアリングのときにご案内します。

許可取得後も同じ窓口で

- 委託契約書・マニフェスト・ステッカー表示のご相談
- 変更届（車両追加・役員変更・本店移転）・更新申請

申請時の提出内容を許可台帳に残し、変更・更新のたびに一から調べ直すことはありません。

ご依頼いただいた会社の声

腰が低く、丁寧で印象が良かったです。

産廃の許可は、買取専門店の事業を展開していく上で、いずれ必要になると思い取得しました。坂本さんのホームページは目立っていて、安心できそうだったので依頼しました。会ってみると腰が低く、丁寧で印象が良かったです。

買取ばんだ.com 株式会社Be-Rush 様

自分でもやったことがあるから、違いがわかります。

昔、自分で産廃許可を取得したことがあり、東京、埼玉といろんな役所を行ったり来たりするので本当に参りました。最初に会ったその日に申請の予約をしてくれたり、「こんなやり方があるのか」と思うくらいスピーディーで驚きました。また五年後にぜひご依頼したいと思います。

産廃・解体業 株式会社STARK 様

代表

坂本倫朗（行政書士・登録番号17081604／認定経営革新等支援機関）。IT業界14年を経て行政書士に。産廃収集運搬業許可を中心に9年・500件超の申請を代行。東京・埼玉・千葉・神奈川の事業者様を中心に、県外の許可も含めて23都道府県で申請。

坂本倫朗行政書士事務所

登録番号：17081604

代表：坂本倫朗（サカモトミチロウ）

所在地：〒175-0082 東京都板橋区高島平8-33-8-404

TEL 03-6780-5050（受付 9:00～21:00）

info@sakamoto316.tokyo

<https://sanpai.tokyo/>

発行：2026年10月